

現 行	改 正 後
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第5条 (口座の開設)</p>	<p>第5条 (口座の開設)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p><<個人のお客様>> (1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u></p>	<p><<個人のお客様>> (1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p><<取引担当者基準>> (1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u></p>	<p><<取引担当者基準>> (1) 満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>3. 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p>	<p>3. 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、<u>そのご意思の</u>「回答」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(3) 「<u>回答書</u>」の回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。</p>	<p>(3) 回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第10条 (口座開設および証拠金の預託)</p>	<p>第10条 (証拠金の預託)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>3. <u>お客様が当社に証拠金として振込にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。</u></p>
<p>(以下、省 略)</p>	<p>(以下、現行どおり)</p>

現 行	改 正 後
附則 本規定は、2022年6月27日より施行する。 (2022年6月8日 作成)	附則 本規定は、2023年4月3日より施行する。 (2023年3月29日 作成)